



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 指定納付受託者の指定・2 件（税務課） 1
- 指定管理者の指定（福祉政策課） 1
- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 2
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） 2
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・2 件（水産課） 2
- 病院事業局事項**
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立北部病院） 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立北部病院） 4
- 収用委員会事項**
- 使用の裁決手続開始の決定・5 件 5

告 示

沖縄県告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定納付受託者の名称及び事業所の所在地 株式会社アイモバイル 東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号
- 2 指定をした日 令和 6 年 11 月 12 日
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入の内容 美ら島ゆいまーる 寄附金（インターネットを利用して納付する場合に限る。）

沖縄県告示第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定納付受託者の名称及び事業所の所在地 P a y P a y 株式会社 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定をした日 令和 6 年 11 月 12 日
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入の内容 美ら島ゆいまーる 寄附金（インターネットを利用して納付する場合に限る。）

沖縄県告示第 3 号

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第 6 条第 1 項の規定により、沖縄県総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理者となる団体 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 那覇市首里石嶺町 4 丁目 373 番地 1
- 2 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

沖縄県告示第 4 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年 1 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市（前原地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和 6 年 12 月 10 日から令和 7 年 3 月 22 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び路線測量）

沖縄県告示第 5 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和 7 年 1 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 北大東村（幕内 3 期地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和 6 年 9 月 17 日から同年 12 月 9 日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第 6 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 1 月 10 日から同月 24 日まで渡嘉敷漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 渡嘉敷村字渡嘉敷 1918 番地の 2 玉城繁、渡嘉敷村字渡嘉敷 1918 番地の 2 藤原史明
- 2 加入区 渡嘉敷加入区
- 3 漁船損害等補償法第 113 条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称 渡嘉敷漁業協同組合

沖縄県告示第 7 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和 7 年 1 月 10 日から同月 24 日まで那覇市沿岸漁業協同組合、那覇地区漁業協同組合及び沖縄県近海鮪漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 10 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 那覇市字安謝 620 番地 13 前田喜紀、那覇市字安謝 620 番地 66 山城弘之、那覇市安謝 2 丁目 11 番 20 号 2 階 川田正也
- 2 加入区 那覇北加入区

- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 那覇市沿岸漁業協同組合、那覇地区漁業協同組合及び沖縄県近海鮪漁業協同組合

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和7年1月10日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

- 1 調達する物品等の種類 電子カルテシステムサーバー
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 過去2年間に、電子カルテシステム又はこれと類似する物の製造及び納入に関し、2件以上の実績を有する者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ その他入札説明書に定める書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配布
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立北部病院総務課 〒905-8512 沖縄県名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980-52-2719
 - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和7年2月7日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合には、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立北部病院が実施する電子カルテシステムサーバーに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 10 日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 電子カルテシステムサーバー 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 令和 7 年 6 月 30 日（月曜日）

(4) 納入の場所 沖縄県立北部病院

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 令和 7 年 1 月 10 日付け沖縄県公報定期第5281号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電子カルテシステムサーバーに係る入札参加資格を有すると認められた者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配布

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 この公告の日から令和 7 年 2 月 7 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所 沖縄県立北部病院総務課 〒905－8512 沖縄県名護市大中二丁目12番 3 号

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和 7 年 2 月 7 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 7 年 2 月 21 日（金曜日）午前11時30分

(2) 場所 沖縄県立北部病院第 2 会議室第 2 カンファレンスルーム

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5 以上の金額を 5(1)の日時までに 3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県立北部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 か年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和 7 年 2 月 7 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県立北部病院総務課
 - (2) 所在地 〒905-8512 沖縄県名護市大中二丁目12番3号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 令和 7 年 2 月 19 日（水曜日）午後 5 時
 - イ 方法 簡易書留郵便により 3(2)の場所に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Electronic medical record system server 1 set
 - (2) DATE AND TIME FOR BIDS
11:30 a.m. February 21, 2025
 - (3) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Hokubu Hospital
2-12-3 Onaka Nago City Okinawa, 905-8512 Japan
Telephone 0980-52-2719

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第 1 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 1 月 10 日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字大工廻西尻原	603番 2	畑	1,304	1,304.64	1,304.64

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	共有持分
比嘉昭雄	大阪府大阪市西成区南津守六丁目 5 番41号	14分の 9
春名邦子	大阪府吹田市山田西一丁目20番 5 号	14分の 5

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年12月13日

沖縄県収用委員会告示第 2 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 1 月10日

沖縄県収用委員会

1 起業者の名称 沖縄防衛局長

2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用

3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
読谷村字伊良皆東原	1610番	原野	93	93.84	93.84

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
平安一嘉	読谷村字比謝431番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年12月13日

沖縄県収用委員会告示第 3 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第 1 項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 1 月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する嘉手納弾薬庫地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
読谷村字長田長田原	166番	雑種地	235	235.43	235.43

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
伊佐眞政	読谷村字比謝64番地 1

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年12月13日

沖縄県収用委員会告示第 4 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 1 月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用するキャンプ・シールズの用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
沖縄市字知花曲茶原	2291番	原野	1,398	1,473.03	1,473.03

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
島袋善祐	沖縄市知花五丁目13番37号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年12月13日

沖縄県収用委員会告示第 5 号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

令和 7 年 1 月10日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄防衛局長
- 2 事業の種類 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊が使用する牧港補給地区の用に供するための使用
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
			登記簿	実測	
浦添市字城間西空寿	1556番 1	墓地	148	148.05	148.05

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
古波藏豊	浦添市城間二丁目 4 番17号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和 6 年12月13日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地